



# 山形県公報

平成28年12月13日（火）  
第2805号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1305
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）… 同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1306

## 告 示

### 山形県告示第1011号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|------------|
| TAKY'S 合同会社<br>南陽市二色根2番地の10  | 就労継続支援A型事業所<br>こころ<br>南陽市二色根2番地の10 | 就労継続支援（A型）  | 10名 | 平成28.12. 1 |

### 山形県告示第1012号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成28年12月6日

### 山形県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成28年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                      |
|------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 長井市小出字館西3761番7から |   | 旧    | 13.0 <small>メートル</small> | 120 <small>メートル</small> |
| 同 台の前3748番5まで    |   |      | 13.0                     |                         |
| 同                | 上 | 新    | 14.6 <small>メートル</small> | 同上                      |
|                  |   |      | 13.1                     |                         |

#### 山形県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年12月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成28年12月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 長井市小出字館西3761番7から  
同 台の前3748番5まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月13日